

4 健康危機における健康確保対策

(1) 大規模災害等

ア 現状

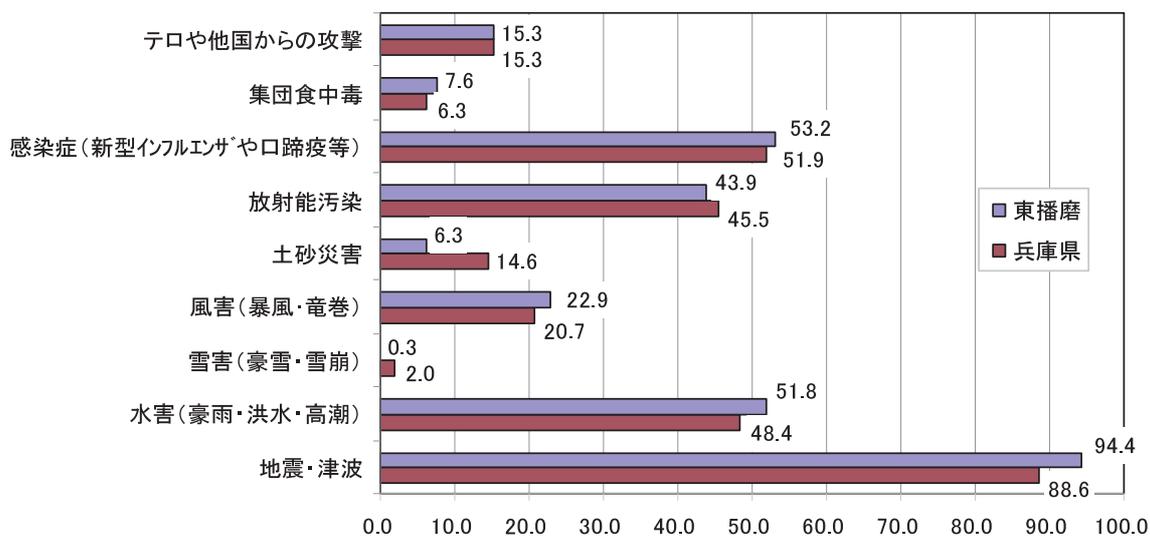
(ア) 圏域のこれまでの主な健康危機事例

年 月	健康危機事例
平成7年1月	阪神・淡路大震災（激甚災害指定：明石市）
平成16年10月	台風23号による浸水被害（高砂市、加古川市）
平成21年5月	新型インフルエンザの発生
平成23年9月	台風12号、15号による浸水被害（明石市、加古川市、高砂市、播磨町）

(イ) 特に不安に感じている災害等

東日本大震災を受け「地震・津波」が94.4%と突出していますが、近年発生しました感染症（新型インフルエンザや口蹄疫等）53.2%、「水害（豪雨・洪水・高潮）」51.8%の順で多くなっています。

図 特に不安に感じている災害等



資料：県「平成23年度第17回県民意識調査」

(ウ) 非常時に備えての食の備蓄状況

非常時に備えて食料等を備蓄している世帯は、47.0%であり、平成15年と比較して9.0ポイント増加しています。備蓄している内容は、飲料水、カセットコンロ等の熱源、主食となる食品、主菜となる食品の順に多くなっています。

図 非常用食料等を備蓄状況の年次推移(世帯総数に対する割合)

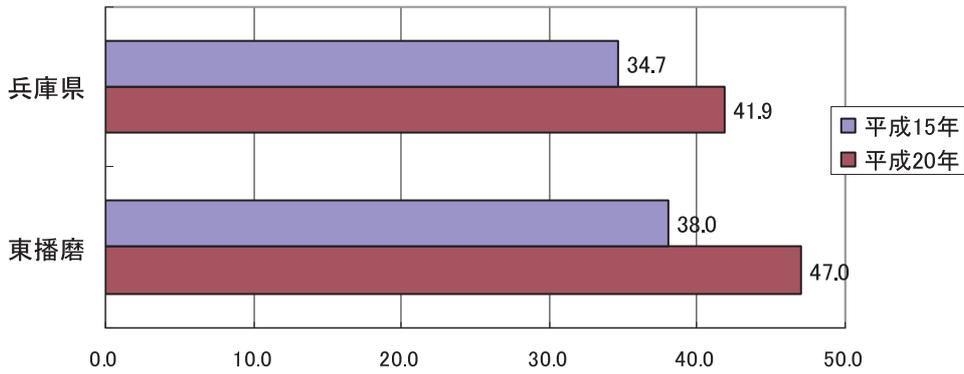
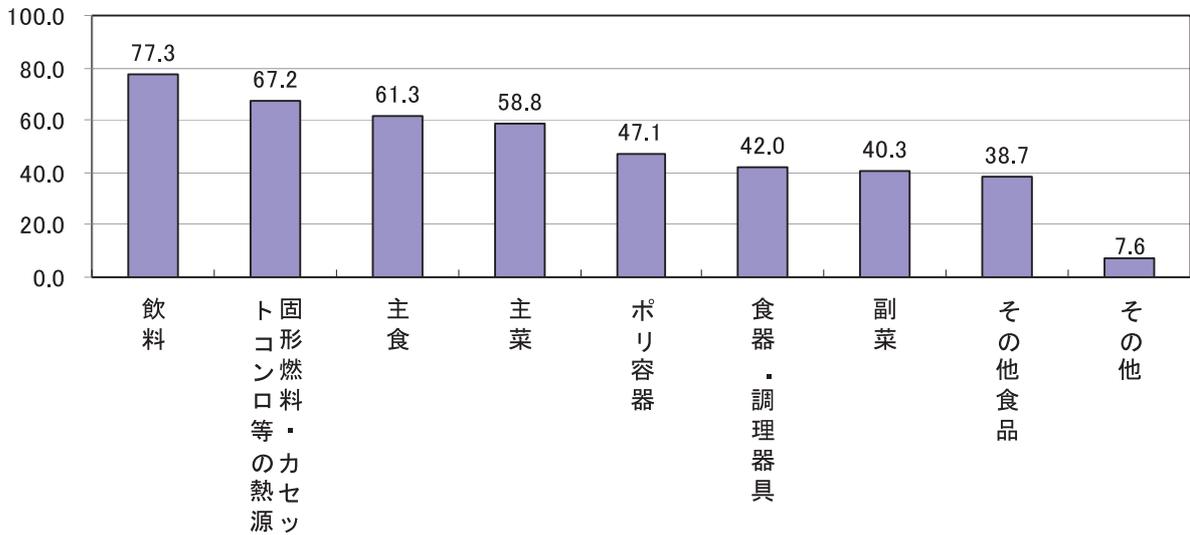


図 用意している備蓄食品の種類(東播磨・備蓄回答世帯数に対する割合)



資料：兵庫県「平成20年度ひょうご健康食生活実態調査」

イ 課題

- ①災害に備え、高齢者、乳児、疾病等個々人の心身の状況に応じた食料、飲料水、服用薬の備蓄等が重要であることを周知
- ②避難生活等における栄養摂取の偏りや喫煙、飲酒、慢性疾患患者の医療中断、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生などの被災者の健康被害を防止するための対策の促進
- ③医療ニーズの高い患者・障害者への災害発生時に備えた市町及び医療機関等の連携による支援

ウ 推進方策

地震や台風等の水害の発生による健康被害に適切に対応するため、平時から災害に備えた対策が必要であり、以下の目標を掲げ、高齢者、乳児、疾病などの個々人の心身の状況に応じた対応ができるよう施策を推進します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	47.0% (県：H20年度健康食生活実態調査)	60%以上
市町災害時保健指導マニュアルの策定	1市 (H24年度健康増進課調)	5市町
在宅人工呼吸器装着難病患者災害支援指針に基づく個別災害対応マニュアルの作成	52.9%	100.0%

【主な推進施策】

①県民運動等を通じた普及啓発

大規模災害等による健康危機が生じた場合に備えて、乳幼児、妊産婦、高齢者、疾病等、個々人の状況に応じた食料、飲料水の備蓄、服用薬の管理・確保、医療機関の連絡先の把握の必要性等について、あらゆる機会を通じて普及啓発し、健康意識の向上を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・災害に備えた備蓄の必要性等認識の向上
関係団体等	・各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
事業者	・各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
市町	・地域団体等と協働した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
県	・地域団体等と協働した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発

②災害時保健指導マニュアルの策定

自然災害等の災害発生時について、必要な対応ができるよう、県から示される「災害時地域保健活動ガイドライン」に基づき、市町における災害時保健指導マニュアル等の策定を推進します。関係機関との連携強化を図るとともに、研修・訓練を通じた、県民や職員の意識向上に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認等
事業者	・事業者における災害発生時の活動指針の整備
市町	・市町における災害発生時の活動指針の整備 ・災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 ・災害時保健指導マニュアルの策定 等
県	・市町災害時保健指導マニュアル策定への支援

③被災者への保健指導等の実施

被災者の健康被害に適切に対応するため、被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケア等に関する相談・指導を行うとともに、避難生活における食中毒や感染症の発生を未然に防止するための啓発、衛生管理、環境整備の実施に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の利用
関係団体等	・被災者への保健、栄養、リハビリテーション、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施
事業者	・被災者への支援や情報提供、サービスの提供
市町	・被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 ・避難生活における感染症の発生を未然に防止するための啓発、衛生管理、環境整備の実施
県	・被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 ・避難生活における食中毒や感染症の発生を未然に防止するための啓発、衛生管理、環境整備の指導

④災害時要援護者名簿作成の推進

疾病や障害を持っているために、避難行動・避難生活を行うことが困難である要援護者について、地震・風水害といった災害発生時に備え、要援護者としての把握・名簿作成、必要な支援計画等について、体制整備を推進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・要援護者名簿記名への協力
関係団体等	・要援護者に関する名簿の共有 ・災害時における安否確認などの支援
事業者	・災害時における安否確認などの支援協力
市町	・要援護者の把握、名簿作成、関係機関との共有 ・支援計画作成、支援体制の整備 ・災害時における安否確認
県	・支援計画作成、支援体制の整備に関する支援 ・災害時における安否確認の支援

⑤在宅人工呼吸器装着難病患者の個別災害対応マニュアルの作成

在宅人工呼吸器装着難病患者を把握し、個別災害対応マニュアルを作成し、平常時からの支援体制づくりに取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・災害対応マニュアル作成への協力
関係団体等	・災害対応マニュアル作成への協力・連携 ・災害時におけるマニュアルの活用
事業者	・災害対応マニュアル作成への協力・連携 ・災害時におけるマニュアルの活用
市町	・災害対応マニュアル作成への協力・連携 ・災害時におけるマニュアルの活用
県	・対象者の把握 ・災害対応マニュアルの作成 ・マニュアルの円滑な運用のための調整・連携 ・災害時における安否確認とマニュアルの活用

(2)食中毒

ア 現 状

東播磨圏域においては、平成23年度に6件の食中毒事件が発生しており、患者数は147人にのぼっています。細菌が原因の食中毒としては、鶏肉の生食が主な原因と見られるカンピロバクターによるものが4件(患者数22人)、腸管毒素原性大腸菌^{オー}O27によるものが1件(患者数118人)、その他として病因物質不明のものが1件(患者数7人)となっています。

イ 課 題

- (ア) 食中毒の未然防止を目的とした適切な対応、処理に関する正しい知識の普及啓発、事業者への指導
- (イ) 食肉の生食を原因とする食中毒への対策

ウ 推進方策

食肉の生食を主な原因とする腸管出血性大腸菌^{オー}O157 など重大かつ大規模な食中毒の発生を未然に防止するため幅広い対応が求められることから、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
1 事件当たり患者数が 50 名を超える食中毒の発生をなくす	1 件 (平成 23 年度発生件数)	0 件
学校給食（保育所を含む）を原因とする食中毒発生をなくす	0 件 (平成 23 年度発生件数)	0 件
食肉の生食を原因とする食中毒発生をなくす	4 件 (平成 23 年度発生件数)	0 件

【主な推進施策】

①食中毒予防に対する正しい知識の普及促進

食中毒の未然防止のために、消費者(幼児・学童から高齢者)については、紙芝居を活用した出前講座や衛生講習会、ホームページ等により、食肉の生食によるリスクなど食中毒予防に必要な正しい知識の習得を図ります。

また、事業者等については、関係団体等と連携を図りながら、衛生講習会等により、食肉、魚介類、卵及び野菜等食品に存在する危害要因や作業工程中の二次汚染の防止等適切な対応、処理に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒予防に対する正しい知識の習得、実践
関係団体等	・食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発 等
事業者	・施設の衛生管理や従事者の健康管理の徹底、衛生意識の向上など衛生教育への参加 ・食中毒未然防止のため作業工程中の適切な対応、処理 等
市町	・事業等を活用した、食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
県	・出前講座、衛生講習会等により食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発 等

②リスクコミュニケーションの推進

食の安全安心の確保については、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者が相互に理解が深められるよう情報及び意見交換していくリスクコミュニケーションが大切です。

「東はりま食の安全安心フェア」等で情報発信や意見交換を行う場を設けることにより、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
関係団体等	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
事業者	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
市町	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
県	・意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換

③事業者や患者・家族等に対し被害拡大、原因究明及び再発防止のための指導等

24時間365日の健康危機管理体制のもと、休日夜間も県民等からの食中毒（疑い含む）に関する通報等を受け付け、迅速に対応するとともに、万が一、食中毒が発生した場合には、事業者や患者・家族等に対し、迅速な被害拡大防止措置、原因究明及び再発防止措置を講じるため、適切な指導等を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒が疑われる場合の速やかな通報 等
関係団体等	・食中毒が疑われる場合の速やかな通報 等
事業者	・食中毒が疑われる場合の速やかな通報 等
市町	・食中毒が疑われる場合の速やかな通報 等
県	・食中毒が疑われる場合、原因究明に向けた調査の実施 ・食中毒の場合、事業者や患者・家族等に対し、被害拡大防止、原因究明及び再発防止に向けた指導 等

④食品衛生に関する事業者への監視指導

食品衛生法に基づく飲食店等食品関係事業者に対する許認可事務を行うとともに、食品の表示や規格基準の徹底等監視指導を推進します。

学校給食施設、大規模施設に対しては、モニタリング機器を活用し、現場検査を取り入れた科学的な監視指導を実施します。

また、圏域内で製造、加工、流通する食品等に対し、細菌、理化学等の収去検査を計画的に実施するとともに、食品衛生法に基づく規格基準に違反する結果を得た場合は、違反食品の排除に努めます。

さらに、食品トレーサビリティ(流通経路の把握)の導入を促進するため、ガイドラインを活用し、食品事業者に対して普及啓発を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	・ 自主衛生管理体制(食品トレーサビリティの導入等)の普及促進
事業者	・ 自主衛生管理体制(食品トレーサビリティの導入等)の整備等
市町	—
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店等、食品衛生に関する事業者への監視指導の実施 ・ 食品の適正表示に関する監視指導の実施 ・ 学校給食施設、大規模施設に対して、モニタリング機器による現場検査を取り入れた科学的な監視指導の実施 ・ 圏域内で製造、加工、流通する食品等に対する細菌、理化学等収去検査の計画的な実施 ・ 収去検査結果が規格基準に違反する場合は、違反食品等の排除 等

(3) 感染症

ア 現 状

平成 23 年、東播磨圏域における感染症発生届出状況を見ると結核新登録患者数(潜在性結核感染症を除く)は 128 人、罹患率は 17.7(県:20.4)であり、平成 19 年の 22.3 から減少傾向が続いています。

また、三類の腸管出血性大腸菌感染症は平成 22 年から減少しましたが、保育所において O157 の集団感染が発生しています。

さらに、平成 23 年に医療機関等における結核の院内感染等が 3 件発生しています。

予防接種について見ると、平成 23 年度は定期の予防接種率が 75.0~172.6%であり 65 歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種率が、55.4%となっています。また、肺炎球菌ワクチンなど任意の予防接種については、5 市町で実施しています。

<感染症患者発生届出数>

年別	一類感染症	二類感染症	三類感染症		四類感染症	
	エボラ出血熱等 7 疾患	結核	腸管出血 性大腸菌	腸チフス	レジオネラ症	ウイルス性肝炎(A 型・E 型)
平成 22 年	0	132	20	1	1	0
平成 23 年	0	128	14	0	8	1

※結核は新登録患者数とした。(潜在性結核感染症は除く)

年別	五類感染症									新型インフルエンザ	計
	アメーバ赤痢	急性脳炎	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	ジアルジア症	後天性免疫不全症候群	風疹	麻疹	梅毒	ウイルス性肝炎（A・E型除く）		
平成 22 年	5	1	0	0	5	1	2	2	4	0	174
平成 23 年	2	8	1	1	4	1	1	2	5	0	176

イ 課 題

- (ア) 感染症予防に関する正しい知識の普及啓発、調査及び情報提供、感染拡大防止の指導
- (イ) 定期予防接種の徹底
- (ウ) 高齢者へのインフルエンザ予防接種の徹底
- (エ) 任意の予防接種率の向上
- (オ) 腸管出血性大腸菌感染症の集団発生に対する児童福祉施設等における取組の充実
- (カ) 医療機関における院内感染対策の充実
- (キ) 新型インフルエンザ対策の推進

ウ 推進方策

新型インフルエンザなどの新興感染症の流行や感染症アウトブレイクに迅速かつ適切な対応が求められることから、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項 目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
家庭での感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 86.5% うがい 78.1% マスク 49.8% ワクチン接種 38.1% (県：平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	手洗い 95.0% うがい 89.0% マスク 59.0% ワクチン接種 48.0%
定期予防接種の接種率の増加 ・ジフテリア、百日咳、急性灰白髄炎及び破傷風（四種混合）※ （※四種混合は、平成 24 年 11 月 1 日から制度変更となっている為、現状値はジフテリア、百日咳及び破傷風（三種混合）のみ） ・結核（BCG ワクチン）	第Ⅰ期 106.8% 第Ⅰ期追加 102.1% 第Ⅱ期 75.0% 100.7%	95%以上

<ul style="list-style-type: none"> ・麻しん及び風しん ・日本脳炎 ・ポリオ（経口生ワクチン） 	第Ⅰ期 96.7% 第Ⅱ期 92.5% 第Ⅰ期 138.0% 第Ⅰ期追加 172.6% 第Ⅱ期 84.8% 82.3% （県：平成23年度定期予防接種実績報告）	95%以上
高齢者のインフルエンザ予防接種を実施する人の割合の増加	55.4% （県：平成23年度予防接種法に基づくインフルエンザワクチン予防接種状況調査）	65%以上
腸管出血性大腸菌感染症（ ^{オー} ○157）の集団発生をなくす	1件 （平成23年度）	0件
医療機関における感染症アウトブレイク（疑いを含む）をなくす	3件 （平成23年度）	0件
新型インフルエンザ対応訓練の継続実施（合同実施を含む）	2回	2回

【主な推進施策】

①感染症予防に関する正しい知識の普及啓発

感染症については、感染力は低いものの人に重篤な影響を与える感染症、症状は重篤ではないものの爆発的な感染力により多くの人に健康被害を与える感染症等、様々なタイプがあります。

正しい知識の普及啓発が最大の感染予防につながることから、関係機関と連携したきめの細かい啓発を推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・感染症予防に関する正しい知識、適切な個人予防法の習得（手洗い・うがいの励行、人混みでのマスク着用、予防接種）等
関係団体等	・感染症予防に関する正しい知識の普及啓発 等
事業者	・感染症予防に関する知識及び技術の習得 等
市町	・感染症予防に関する正しい知識の普及啓発 ・地域住民への情報提供 等
県	・感染症予防に関する正しい知識の普及啓発、情報提供 ・研修会の開催や感染症マニュアルの作成 等

②予防接種の実施

予防接種を着実に実施するため、市町、医師会等関係機関と連携し、集団接種及びかかりつけ医による個別接種を推進します。特に、高齢期には、感染症に対する抵抗力が弱くなり、感染による重症化や死亡に至りやすいことから、インフルエンザ等の予防接種の実施や、感染予防に関する普及啓発を進めます。また任意の予防接種についても接種率の向上に努めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 予防接種の理解と同意による受診
関係団体等	・ 予防接種実施への協力 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及
事業者	・ 予防接種実施への協力
市町	・ 予防接種の実施 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及
県	・ 予防接種健康被害への支援 ・ 予防接種に関する情報の収集、解析、評価 ・ 予防接種に関する正しい知識の普及

③感染症サーベイランス等の取組強化

医療機関、学校等の協力を得て、感染症発生動向を把握する感染症サーベイランスや病原体検出情報の収集システム（病原体サーベイランス）の機能充実を図り、感染症発生の早期探知やまん延防止について取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 感染症発生時における感染にかかる情報提供への協力 等
関係団体等	・ 感染症サーベイランス等への支援協力 等
事業者	・ 感染症サーベイランス等への支援協力 等
市町	・ 感染症サーベイランス等への支援協力 等
県	・ 実施体制の整備 ・ 感染症の発生に関する情報の収集、解析・評価及び情報提供 等

④医療機関、施設等における感染症対策と連携の強化

医療機関の院内感染対策の充実やアウトブレイク時の支援体制の強化を目的とする院内感染対策ネットワーク（会議）を設置するとともに、院内感染対策研修会を開催します。

また、社会福祉施設や保育所等に対して腸管出血性大腸菌感染症対応標準マニュアルを作成配布し研修会を実施します。医療機関等に対しては、感染症発生にともなう事務処理手引き書を作成し、届出等の事務処理方法を周知します。

さらに、感染症対策ホームページ「東播磨感染症サイト」を開設し、国や県の動向、最新の感染症情報を随時更新し、関係機関と連携しながら地域の感染症対策の向上に努めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体等	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症発生情報の協力支援・ 院内感染対策ネットワーク（会議）への参加・ 院内感染対策研修会への参加 等
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症に関する情報収集・ 感染症発生情報の提供・ 院内感染対策ネットワーク（会議）への参加・ 院内感染対策研修会への参加 等
市町	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症発生情報提供への協力・ 院内感染対策ネットワーク（会議）への参加・ 院内感染対策研修会への参加・ 関係機関への情報提供 等
県	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症の発生に関する情報収集、解析・評価及び情報提供・ 院内感染対策ネットワーク（会議）の設置・ 院内感染対策研修会の実施 等

⑤新型インフルエンザ対策等の強化

東播磨圏域新型インフルエンザ対策圏域協議会を設置し、圏域における新型インフルエンザ医療体制の確立や関係機関・団体・事業者の連携協力により感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、関係機関・団体・事業者との連携を強化し、新型インフルエンザ及び急速なまん延のおそれのある新感染症に迅速に対応する体制を構築します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関する正しい知識の習得 ・ 新型インフルエンザ発生時における協力・情報提供
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東播磨圏域新型インフルエンザ対策圏域協議会への参加 ・ 病原性の高い新型インフルエンザ医療部会への参加 ・ 新型インフルエンザ対応訓練の参加 ・ 新型インフルエンザ発生時における協力支援
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東播磨圏域新型インフルエンザ対策圏域協議会への参加 ・ 病原性の高い新型インフルエンザ医療部会への参加 ・ 新型インフルエンザ対応訓練の参加 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく体制整備 ・ 新型インフルエンザ発生時における協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく体制整備 ・ 新型インフルエンザ対応訓練の実施 ・ 東播磨圏域新型インフルエンザ対策圏域協議会への参加 ・ 病原性の高い新型インフルエンザ医療部会への参加 ・ 新型インフルエンザ発生時における相談体制の整備及び診療体制の周知等 ・ 住民・関係機関等への流行状況の情報提供
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく体制整備 ・ 新型インフルエンザ対応訓練の実施支援 ・ 東播磨圏域新型インフルエンザ対策圏域協議会の開催 ・ 病原性の高い新型インフルエンザ医療部会の開催 ・ 新型インフルエンザ発生時における相談体制の整備、患者搬送、積極的疫学調査、検体搬送など感染拡大防止対策の実施

東播磨圏域健康福祉推進協議会 地域・職域連携推進部会 委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名
医師会	明石市医師会	理事	飯村 一誠
	加古川医師会	副会長	後藤 義人
	高砂市医師会	理事	増田 章吾
歯科医師会	明石市歯科医師会	理事	安原 豊人
	播磨歯科医師会	理事	西本 親弘
薬剤師会	明石市薬剤師会	副会長	足立 美恵子
	播磨薬剤師会	副会長	吉田 太郎
精神保健団体	東播臨海精神保健協会	理事	森 隆 志
検診機関	加古川総合保健センター	理事長	河 合 勝
学識経験者	兵庫医療大学看護学部	准教授	富永 真己
職域関係	加古川労働基準監督署	安全衛生課長	青柳 利雄
	加古川経営者協会	専務理事	高松 和利
	連合兵庫明石地域協議会	議長	久枝 陽一
	神戸製鋼所加古川製鉄所	副所長兼 業務部長	岩崎 有恒
	高砂市中小企業労働福祉協議会	会長	池田 勝己
	明石商工会議所	事務局長	永田 雅彦
	加古川商工会議所	事務局長	大松 真秀
	稲美町商工会	経営指導員	松田 健一
	播磨町商工会	事務局長	亀尾 司朗
市町	明石市	健康推進課長	佐野 洋子
	加古川市	健康課長	田中 康人
	高砂市	健康増進課長	岩本 恵子
	稲美町	健康福祉課長	藤原 良知
	播磨町	すこやか環境 グループ 統括	佐伯 省吾

<作成責任者>

兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所(加古川市加古川町寺家町天神木 97-1)

電話(079)421-1101(代) FAX(079)422-7589

メールアドレス kakogawakf@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県東播磨県民局明石健康福祉事務所(明石市本町 2-3-30)

電話(078)917-1131 FAX(078)917-1138

メールアドレス Akashikf@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5-10-1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県
健康づくり推進
実施計画